

鳥取市スマート農業社会実装加速化総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市スマート農業社会実装加速化総合支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農作業の負担軽減や農業経営の効率化に資する農業機械・設備やシステム等の導入を行う農業者を支援することで、スマート農業を普及拡大させ本市の農業振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助金の交付)

- 第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）と同表の第5欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。
- 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内業者への発注に努めなければならない。
 - 補助対象経費が工事請負費及び委託料の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請)

- 第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 本補助金の交付を受けようとする者は、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
 - 市長は、前項の規定による交付申請を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表の第6欄に掲げるもの以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第11条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(利用状況等の報告)

第12条 補助事業者は、申請書に掲げた機械の利用実績等を、スマート農業社会実装加速化総合支援事業実施要領(令和4年3月24日付第202200001142号鳥取県農林水産部長通知)別紙様式5により、申請書に掲げる目標最終年度分まで、毎年度の実績を翌年5月31日までに報告するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第8条関係）

1 対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 重要な変更
(1) 実装加速化 支援	認定農業者、集落 営農組織、任意組 織、市公社	<p>(1) ICT(情報通信技術)やロボット技術を活用した農業分野(特用林産物を含む。)、畜産分野(養豚、養鶏)及び耕畜連携に関する機械及び設備を導入する初期費用(通信費を除く。)。ただし、技術の導入・活用による経営の改善・向上・持続が可能で、産地や農地、集落コミュニティの維持につながる取組に限る。</p> <p>(2) 機械及び設備の整備に要する経費。ただし、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の要素を組み合わせ、作業及び農業経営の数値化・可視化を通じて事業者の意思決定を支援・効率化するものに限る。主な機械及び設備は次のとおりとする。</p> <p>ア トラクター(自動運転・自動操舵)</p> <p>イ 田植機・直播機(自動運転・直進アシスト・可変施肥)</p> <p>ウ コンバイン(自動運転、食味・収量センサー)</p> <p>エ 後付け型自動操舵装置</p> <p>オ ドローン(防除用、施肥用、センシング用)</p> <p>カ リモコン式草刈機</p> <p>キ IoT等情報通信技術を活用した、センシング・モニタリングシステム及び給排水、施肥、温度管理システム(データ・情報の共有が可能であること。)</p> <p>ク 生産管理システム(アからキまでを合理的に使用するため必要な場合に限る。)</p> <p>(3) 上限補助対象事業費</p> <p>[個別利用の場合] 個人の農業者 9,000千円 任意組織、農業を営む法人、市公社 21,000千円</p> <p>[共同利用の場合] 個人の農業者 18,000千円 任意組織、農業を営む法人、市公社 42,000千円</p>	1/2	<p>個人の農業者 4,500千円</p> <p>任意組織、農業を営む法人、市公社 10,500千円</p> <p>[共同利用の場合] 個人の農業者 9,000千円</p> <p>任意組織、農業を営む法人、市公社 21,000千円</p>	<p>(1) 本補助金の増額</p> <p>(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更</p>
(2) 追加支援	スマート農業社会 実装加速化総合支 援事業実施要領第	国事業支援要綱の別表の第1欄に掲げる対象事業1又は4の同表第3欄に掲げる経費に2分の1を乗じた額のうち、国事業支援要綱の国費見込み額を減じた額を経費とする。	10/10		

	3に掲げるもののいずれかに該当して事業を実施する者のうち、鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱（（令和4年度制定予定）鳥取県農林水産部長通知。以下「国事業支援要綱」という。）別表の第1欄に掲げる対象事業1又は4の事業を行う者				
--	---	--	--	--	--

様式第1号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市スマート農業社会実装加速化総合支援事業計画書（報告書）

1 事業実施主体名

2 事業実施方針

3 事業の内容

種 目・項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
合 計	—	—		

※種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している機械・施設等の名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。

4 事業費の内訳

事業種目	事業費	内 訳		備 考
		市補助金	事業主体	
	円	円	円	
合 計				

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	県費 市費
事業主体					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 事業完了（予定）年月日

- 7 県内事業者への発注（工事請負費及び委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）
- 8 他の補助金の活用
- (1) 活用の有無（有・無）
※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。
- (2) 活用補助金の概要
※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、該当補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。
- (3) その他
※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。
※また、今後、当該建物（整備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。
- 9 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）
- 10 融資担保の有無（有・無）
※事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、別紙に融資の内容を記載して添付すること。
- 11 添付資料等
- (1) 「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し（農業を営む法人、任意組織の場合）
- (2) 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）
- (3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、計画を実施するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料
- (4) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が自らの農業経営になぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。
- (5) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番の分る資料、農地・建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料

別紙

種目・項目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

鳥取市長 様

事業実施主体 住 所
氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあつた鳥取市スマート農業社会実装加速化総合支援事業費補助金について、鳥取市スマート農業社会実装加速化総合支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。